19411	クラッシュ１キロ粒剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
19416	永光ウィードレス粒剤１７	東京都中央区東日本橋一丁目１番５号　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　髙橋順一
19417	ウィードレス粒剤１７	東京都千代田区永田町二丁目11番１号　デュポン・プロダクション・アグリサイエンス株式会社　代表取締役社長　田中能之
19425	ウイスペクト水和剤５	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　篠原聡明
19426	セイビアーフロアブル２０	〃

平成29年10月30日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
90	カヤククロールピクリン	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　日本化薬株式会社　代表取締役社長　鈴木政信

平成29年10月31日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
15877	ビームバシタック粉剤ＤＬ	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　小池好智
17660	クレマート乳剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
17661	ホクコークレマート乳剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝
17663	日農クレマート乳剤	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　友井洋介
17664	サンケイクレマート乳剤	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
20938	ジェネレート粒剤	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　丸紅株式会社　代表取締役　南晃
20939	ジェイエース粒剤	東京都千代田区大手町一丁目３番１号　全国農業協同組合連合会　代表理事　神出元一
20944	ダブルスターＳＢ顆粒	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎
20945	ＳＤＳダブルスターＳＢ顆粒	東京都中央区東日本橋一丁目１番５号　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　髙橋順一
20946	イッテツフロアブル	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
20947	ＳＤＳイッテツフロアブル	東京都中央区東日本橋一丁目１番５号　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　髙橋順一
20948	サラブレッドＲＸフロアブル	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　上園孝雄

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十五条の二第六項において準用する同法第二条第三項の規定により、次の農薬を再登録し、同法第十五条の二第六項において準用する同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十九年十月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

１．登録番号、農薬の名称並びに登録外国製造業者及び国内管理人の氏名及び住所

平成29年10月31日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	登録外国製造業者及び国内管理人の氏名及び住所
20940	「興農」ジェネレート粒剤	中華民国台中市大肚区南榮路101号１階　興農股份有限公司　董事長　洪博彦 （東京都文京区音羽一丁目16番９号204　藤田泰之）

（備考）　（　）は国内管理人の氏名及び住所である。

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五第二項の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十九年十月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

平成29年８月10日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農　薬　の　種　類	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
12989	ＭＰＰ乳剤	Ｔ－７．５バイセフト乳剤５０	熊本市西区花園一丁目11番30号　井筒屋化学産業株式会社　代表取締役社長　三幡英輔
17141	ＭＥＰ乳剤	井筒屋スミバイン乳剤	〃
22221	メタアルデヒド・ＮＡＣ粒剤	野菜ひろばＳ	埼玉県深谷市幡羅町一丁目13番地１　富士グリーン株式会社　代表取締役　福谷理

○経済産業省告示第二百三十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づき、次の者の同法第五十一条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年十月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

名称	主たる事務所の所在地	審査の区分	審査業務開始日
ピーエスジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区山下町二十二番地	一　使用前安全管理審査 二　定期安全管理審査	平成二十九年十月四日

○国土交通省告示第九百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十八日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

道路の区域	道路名	区間	後前 別変更	敷地の幅員	延長	
郡山市平字新田五番地内から同市平字西ノ内一番地内まで	東北縦貫自動車道	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字原九番二から同県岩瀬郡天栄村大字羽鳥字佐野原九番二まで	後 前	最小 最大	（メートル） 二五 三七 四二 一九五	（メートル） 六一三
須賀川市大字小倉字前田一番地から同市大字小倉字前田一番地まで	東北縦貫自動車道弘前線					